

## 第2回 三豊市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時：平成30年12月19日（水）

17:00～18:30

場所：危機管理センター301会議室

### 1. 開会

事務局（嶋田）	<p>本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>三豊市地域包括支援センターで社会福祉士をしています嶋田と申します。</p> <p>定刻が参りましたのでただいまから、第2回三豊市成年後見制度利用促進審議会を開催させていただきます。</p> <p>最初に、秋月副会長、重信委員さんにおかれましては、他の会議と重なったため欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>また本日は、高松家庭裁判所首席書記官の松井隆樹様、同じく高松家庭裁判所観音寺支部の山田憲治様をオブザーバーとしてお迎えしておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、西谷会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
西谷会長	<p>師走のお忙しい時期にご参集いただきましてありがとうございます。第2回の審議会ということで、第1回目に委員の皆様に見ていただきました計画案の細かい部分までご審議いただき、委員の一人一人からご意見いただければと思います。</p> <p>本日の議題は2点あります。まずは基本計画について、2点目は今後のスケジュール、次回開催日についてです。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。</p>
事務局（嶋田）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本日の委員の出欠状況を確認いたします。委員総数12名のうち、出席委員10名、委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回の会議に関しては議事録を作成いたします。議事録については、「三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針」第10条及び第11条の規定によりまして、原則公開いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、同指針第3条の規定により、附属機関等の会議は、公開するものとなっております。傍聴者の受付をしたところ、現在1名となっておりますことを併せてご報告いたします。</p> <p>それでは、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条によりまして、会長の方で議事を進めていただくということで、西谷会長様よろしくお願いいたします。</p>

## 2. 協議事項

### (1) 三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について

西谷会長	審議に入りますが、お手元の次第をご覧ください。協議事項（1）三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について事務局より説明をお願いします。
事務局（細川）	<p>協議事項（1）三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）については、前回ご説明させていただきましたが、重要になる点について、基本計画（素案）15ページご覧ください。これが三豊市における成年後見制度利用促進における体制整備をイメージした図となります。</p> <p>三豊市において成年後見制度利用促進するための体制整備していく中で、地域連携ネットワークを構築していこうと考えています。このネットワークには3つの要素があります。一つはチームです。これは本人を中心とした支援体制です。それから協議会。これは関係機関が成年後見制度促進について協議を行う場となります。そして、その間を取り持っている中核機関があります。この中核機関が、チームと協議会の中心となりまして、この地域連携ネットワークを構築しているという図になっています。この地域連携ネットワークで、実際に成年後見制度の促進をしていくわけですが、それがきちんと進行しているか、点検評価したうえで、新しい基本計画に向けてどのようなことが課題になってくるかということを審議する場が審議会であり、本日お集まりいただいております皆様となります。このような体制を整備することで、三豊市の成年後見制度の利用促進を進めていくという全体イメージをまず掴んでいただけたらと思います。また、中核機関についてですが、この中核機関には4つの機能と一つの効果があると、前回ご説明させていただきました。これが素案の10ページからになります。中核機関には広報機能、相談機能、利用促進機能、後見支援機能、不正防止効果といった機能と効果を中核機関が持ち、この地域連携ネットワークを進めていくようになります。これらを実施していくということを基本計画素案の中で示させていただいたということが前回の説明になります。この基本計画素案につきまして本日、皆様からご意見、ご感想、成年後見制度の現在の状況についてご意見を頂ければと考えています。</p>
西谷会長	<p>事務局からの説明がございましたので、委員の皆様からのご質問、ご意見をお願いいたします。主に地域連携ネットワークのあたりからご意見を頂ければと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>特にはご意見ありませんでしょうか。では、初めは私のほうからよろしいですか。チームと中核機関、協議会と3つのレベルのネットワークによって、お互い連携するという説明がありましたが、一つ目のチームと協議会については既存の活動として動いているのでイメージしやすいのですが、中核機関の機能については、例えば先ほどの説明からすると、設置区域は市または広域と書いて少しイメージしにくいのですが、これは市を超えてつながりを持つ範囲とイメージしてよろしいのでしょうか。その点についてもう少し詳しく教えてください。</p>
事務局（細川）	中核機関につきましては、基本計画では大きく方針だけを書いておりますが、具体的

	<p>に三豊市においてどのような形をとるかということについてですが、単独の三豊市区域と、機能によっては広域で中核機関を持ったほうが、機能がうまく発揮されるのではないかと想定しています。本日配布した資料12ページをご覧ください。これは一つの案ですが、中核機関が担う機能㉗～㉙それから㉚の効果をどこが担うことでうまく中核機関の機能を発揮できるかということ考えた図です。地域包括支援センターが直営で行う部分、機能の内容によっては社会福祉協議会に委託するほうが、うまく中核機関の機能が担えるのではないかと思う部分があります。それから、質問にありました広域でも中核機関を持つことを考えました。現在、地域包括支援センターの中では、広報、周知、啓発や、制度に関する相談、市長申立、地域ケア会議を開催し、成年後見制度を必要とする方や実際利用されている方の相談などをチームが一緒になって考える地域ケア会議も開催しています。</p> <p>また、後見人支援機能ということで実際に選任されている後見人等も含め関係者が集まった地域ケア会議を開催したり、成年後見人が交代したほうがいいというケースの場合にも地域ケア会議を開催するということは、地域包括支援センターが中核機関を担うことがいいのではないかと考えられます。それから、親族後見支援、市民後見人の養成、日常生活自立支援事業からの成年後見制度への移行などについては、社会福祉協議会が中核機関として機能を担ったほうがうまくいくのではないかと考えております。また、広域については、市で相談を受けただけでは解決できない専門的な相談は、市だけがすべて担うのではなく専門職が集まった広域で中核機関を持つほうがいいと考えます。現在、市長申立てを行う時には地域包括支援センターが各専門職に相談しながら受任者調整を行っていますが、誰に受任してもらうことがよいか判断がつかない場合や受任者が見つからないなどの場合に、広域の専門職が集まる機関で受任者調整をするほうが、市だけで行うよりうまく調整できるのではないかと考えております。</p> <p>実際にどのようなところがあるかについてですが、次の13ページをご覧ください。香川県社会福祉協議会で「かがわ後見ネットワーク」というのがあります。このかがわ後見ネットワークにはすでに弁護士、司法書士、社会福祉士がネットワークを作っております。実際に市民後見人の養成に関わったり、あるいは専門的な相談を受けたりしております。それから受任者調整等についてもかがわ後見ネットワークが窓口になって機能しております。こういった専門機関に広域の機関として加わってもらうことが考えられます。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ということは、12ページにありますように中核機関はこと定めるのではなく、機能によって直営や委託で役割分担をして行うと理解してよろしいですか。</p>
事務局（細川）	<p>そうです。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。 委員の皆様からご意見をお願いいたします。</p>
時岡委員	<p>中核機関についてですが、先ほど事務局から話がありましたように、市町で行う中核</p>

	<p>機関と広域は香川県は狭いので県で一つ、かがわ後見ネットワークを使ってそこで広域的な所をやっていこうということで行っています。三豊市が動いていることを香川県下に広げていきたいという動きをこれからもしていこうと思っております。三豊市は元々市長申立が、人口比からするとすごく多いということですので、そのあたりはよく理解されて行われているので、これからも香川県の先頭を切ってやっていただきたいと思います。それから、三豊市の中核機関ということで、相談に行けば何とかなるよというのが、三豊市の相談機関で対応する。そこから複雑な事例があるところは県の広域の中核機関に持って行き、そこで様々な解決策を探るという流れになりそうではありますが、まだ、他の市町の動きが少なく、苦慮しているところになります。市の中核機関には成年後見に限らず、本来、成年後見制度利用促進法というのは、成年後見人を増やしてください、成年後見制度をどんどん利用してください、という意味ではなく、本当に権利擁護が必要な人をどのように見つけていくのかということが中心になっているはずですが、しかし、言葉からすると成年後見制度をどんどん使いましょうという意味合いが強くなっていますが、そうではなく、権利擁護に視点においている法律です。それを理解して、なるべく早く権利擁護が必要な人を見つけて、それから後見人が必要なのか、その他の支援が必要なのかは中核機関で割り振りをするとといったことが、中核機関の役割になると思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他いかがでしょうか。社会福祉協議会の立場で藤川委員いかがでしょうか。</p>
藤川委員	<p>社会福祉協議会としては、中核機関の機能の一翼を担うものとして、行政、市民の期待の応えるべきこれからソフト面での用意をしていくことになろうかと思えます。しかし、課題として現在、法人後見が成年後見、保佐、補助で10件受任しております。日常生活自立支援事業が34件契約をしております。担当者が社協本所に在籍しておりますが、社協の本所は山本町の支所の中にあります。ここから車で20分くらいかかります。交通手段はタクシー、車しかありません。現在の対象者のほぼ100%が在宅であり、高瀬町の以北に集中しております。支援を必要としている人は以北に集中しているのですから、行政にお願いしたいのは、これからの三豊市の福祉行政を考える上で、妊娠、出産、子育てから高齢者、障害者までの福祉を総合的に考える拠点の施設などを整備するお考えがあるのであれば、社協の位置も一緒に考えていただき、計画を立てていただければと思います。山本に移った経緯というのも、7町合併の時の合意で社協の本所を置けば地域の賑わいが出るということだったと思いますが、社協があっても賑わいが出るわけでもありませんので、これから社協を考える上ではそういったことも考えていただきたいと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、市民の立場から民生委員の前田委員さんいかがでしょうか。連携すると市民の方の個人情報の問題等があり、民生委員さんの支援が届かないとも聞くのですが、ご意見いかがでしょうか。</p>
前田委員	<p>15ページに民生委員もチーム、協議会に入っているのですが、最初のチームの中の</p>

	場合に、今、西谷会長が言われたように、私たちがチームに入るのは良いのですが、その人の個人情報をつかんで、話を進めるに当たってはふさわしい立場だと思うのですが、先ほどの個人情報の観点から、「地域ケア会議」のような感じをイメージしたらよろしいのでしょうか。
事務局（細川）	そうです。これまでも、地域ケア会議には民生委員さんにも加わっていただいています。。生活全般色々なことがテーマになるのですが、その中で認知症のために成年後見制度が必要だという方がおられましたら、その方についてみんなで話し合います。また、実際に成年後見制度を現在利用しているが、非常に使いにくくて困っていて、もっと支援が欲しい、後見人一人が困っている、どうにもこうにもならない、という場合にも、周りに相談する場所とか支援者がいるんですよという形で一緒に話ができれば、もう少し成年後見制度を利用しやすくなるのではないかと考えています。イメージとしては「地域個別ケア会議」と同じものになります。
西谷会長	ありがとうございます。 せっかくですのでご感想でも結構ですが。 亀山委員さん実際業務をしている立場からいかがでしょうか。
亀山委員	日頃は法人後見で業務に携わっております。社協の中でもケースの相談をしますが、専門機関の方と連携しながら行えると思うと心強くできると思います。チームという小さい単位でも、被後見人の方にとっては民生委員やヘルパー、ケアマネ、支援員は身近な相談員となっていると思いますので、こういうチーム体制があると良いと思います。また、社協で行っていても情報が少ないということもあります。受任をするときにもどこに候補者がいるか迷う時もあるので、このような体制で対応できると心強いと思っております。
西谷会長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
時岡委員	個人情報のことがあるということで、中核機関は市町で行うという原則。市町は委託することはいいと思いますが、委託したから市町は終わりというわけではないと思います。個人情報について一番チェックできるのは、現在の市役所関係だと思えます。社協にしても、後見ネットワークにしても、守秘義務はあるが個人情報に関しては市町が持っていると思います。だから、中核機関は市町が行うべきであるということであろうと思います。
西谷会長	ありがとうございます。 審議会でありますので、チームの中での連携協働や協議会のマクロレベルの連携の質など今は見えない状況ですが、将来的にはそれらの機関がうまく機能しているかを評価、点検をしていく役割を審議会が担うことになろうと思います。 そのため、現在は計画についてご意見を伺うことになると思っていますので、ご意見をお願いいたします。
原田委員	司法書士会とすれば、裁判所から選任を受け受任をさせてもらっている立場からの話にはなりますが、成年後見利用促進に関して一番ネックになっているのは、受け皿だと思います。受任者をどういう形で増やしていくかが一番ポイントになるのかと

	<p>思っています。司法書士会に限って話をさせてもらいますが、地域に司法書士が増えるというのは現実的には考えられません。増えたとしても全員が成年後見の業務をするわけではないので、受任する専門職がこの地域で増えていくということは考えにくいので、市民後見人をどのように養成していくかが、大切になってくると思います。実際に市民後見人をどのように指導育成するのか、実務についたときには、実務管理等一連の業務を指導管理する機関はどこが請け負うかが重要だと思っています。また、市民後見人を集う際にはどこにお願いをしていくか、民生委員なのか、高齢者見守りネットワーク等のネットワークがあると思いますが、そういったものを活用するために、成年後見制度を周知することも重要だと思っています。やりたい人をどのように募るのかというシステムを作っていくことも大切だと思っています。また、地域で成年後見人として受任して、地域の中に入っていきますが、成年後見人は地域の中のことがわからないことが多く、孤軍奮闘しているという現状があります。その時に地域の人、例えば民生委員や自治会長などご近所さんが関わってくれることで、地域の被後見人に対する支援が行いやすくなっていくと思います。地域の人々にできるだけ声をかけて、後見人の仕事に興味を持っていただき、その中から市民後見人になっていただけるようなシステムづくりができればと思っています。また、周知する際にも相続などについては皆さん興味を持たれているのですが、成年後見制度はパンフレットや研修会などで周知活動をしていると思うが、認知度が低いと思うことがあります。成年後見制度の広報をすることが難しい職種でもり、どんどん来てくださるとは立場的にいえないこともあるのですが、どのようにして成年後見制度を知っていただくかは大切であると思います。</p>
西谷会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目は、市民後見人をどのように養成していくのか。市民の皆さんの力をどのように借りていくのかということと、もう一つは、制度に関する広報をどのように進めていくのかといったご意見を頂戴したかと思っています。それでは地域連携ネットワークの話題から市民後見人の養成についての話題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。委員の皆様から市民後見人の養成についてのご意見お願いできますでしょうか。</p>
時岡委員	<p>市民後見人を実際に養成しているところは、香川県には丸亀市と坂出市で行っており、実際に市民後見人として動いている人がおられます。また、さぬき市も昨年からは市民後見人の養成研修を行っています。市民後見については様々なやり方があり県によっても違います。香川県は坂出市社協が行っている法人後見の支援員から行い、ある程度一人で動ける状態になったところで市民後見人になって頂くやり方が香川の方法となっています。資料19ページにさぬき市のプログラムが載っています。このプログラムの講師についてですが、講師を呼ぶのにお金を使わずに済む方法があります。かがわ後見ネットワークで行っている地域担当制を利用すると、講師の謝礼は本来不要です。しかし、市が行うということで予算を立てて行っているところもあれば、地域担当制を使って行っているところもある。そのため、養成については難</p>

	<p>しく考えることはないと思います。香川県では県社協が基本のところは県から委託を受けて行っています。市町で行っているところはもう少し細かな所を行うというのが流れになっています。市民後見人をどのように募るのかについては、現在行っているところのほとんどが、民生委員や認知症サポーター等に声をかけて行っています。丸亀市は昨年公募したと思います。市の公募となると、様々な面でハードルが高くなると思いますので、はじめは様々な所で関係がある、民生委員等をお願いするのがいいのかと思います。養成研修そのものは難しいことではありません。本日の資料の研修例はどこからの引用ですか。</p>
事務局（細川）	<p>資料の18ページにあるのは、厚生労働省が参考で示している基本カリキュラムになります。</p>
時岡委員	<p>これを絶対にしなければならないということではありません。初めにこれだけの研修をして、頭にどれだけ残るかわかりません。実際に行った後の更新研修のほうが重要となってくると思っております。養成研修そのものがハードル高い研修だとは思っていません。是非、三豊市でも取り組んでもらえたらと思っております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>進め方もあまり構えなくても進めていけるのではないかというご意見でした。</p> <p>先ほどの、資料12ページの中核機関の社会福祉協議会のところに（委託）と書いています。市民後見人等に関する日常的支援で事務局からのご提案の中身からすると、育成を担当するのは社会福祉協議会でというお考えかと思うのですが、社会福祉協議会の方からご意見がありましたらお願いいたします。</p>
藤川委員	<p>流れとしては生活支援から入っていくのが自然だろうと考えております。しかし、生活支援員自体がないのが現状であり、それをどのように解決していくのが課題であろうと思います。丸亀市、坂出市とは産業構造も違いますので、中々時間が取れる人というのがないというのが現状であります。もし、いけば先ほどの流れで可能だと思います。そこには、事務所の位置などの物理的な環境も課題としてあると思っておりますが、その辺りも調整しながら行けば可能であろうと思います。実際担当している、担当者からも一言お願いします。</p>
亀山委員	<p>実際のケースは増えていますが、生活支援員の数はいまだにあまり増えていない課題があります。社会福祉協議会も地域の人材発掘が必要と思っております。現在の支援員さんも高齢化しているという課題もあるため、その辺りも今後考えていければと思っております。</p>
西谷会長	<p>支援員に民生委員さんはいかがでしょう。</p>
前田委員	<p>民生委員も若い民生委員さんは仕事も持っていたりするなど難しいかもしれない。定年になれば担当することも可能かと思いますが。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他ご意見いかがでしょう。</p> <p>それでは、事務局より続きお願いいたします。</p>

事務局（細川）	<p>ご意見ありがとうございます。成年後見制度利用促進の中で、三豊市ではご指摘いただいた通りですが、市民後見人の養成はできていません。これまでもこの点が課題でした。この成年後見制度利用促進法ができたことで、この担い手の育成という機能を中核機関が担って一つ前進するということが非常に大切な所だと思います。本日の資料14ページに、明確にあるものではないのですが、市民後見人の定義について載せています。市民後見人は弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者のこと。また、市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効であること。さらに、市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、例えば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されていることです。市民後見人をお願いしたい点としては、紛争性のない日常的な支援が必要な事案をお願いしたいと考えています。原田委員さんからもありましたが、受任者はすべて専門職が担うということではなく、ケースの中には専門職ではなく市民後見人のほうがいいケースもあるかと思えます。そういった場合には専門職がバックアップをしながら、市民後見人が活動できる環境が必要だと思われまます。担い手については、三豊市にどの程度人材がいるかということとは不明であります。仕事を退職したのちに地域デビューということで、地域に貢献したいと思われている人はいると思われまますので、講座に参加していただきたいと考えております。責任もありすぐに市民後見人に手が上がるということは難しいと思われまますので、そういった点において社会福祉協議会がバックアップすることが重要だと思っております。資料の15ページになりますが、これは市民後見人の取り組みのイメージになります。市民後見人につきましては、市からの委託ということで、例えば社会福祉協議会が中核機関の実施機関として、市民後見人の育成や時岡委員からもありましたが、実際に市民後見人の候補者になった後のフォローアップ研修等で確認しながら力を付けていき、独り立ちする人もおられると思えます。このような関係の中で市民後見人に活躍していただければと考えております。次の16ページは参考であります。坂出市で市民後見人を育成し、現在は成年後見センターを作り、市民後見人やそのほかの成年後見に関する相談支援を行っている資料となります。三豊市でもこの事例を参考に勉強会を開いて、市民後見人養成に取り組んでいきたいと考えております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>市の考え方をお示しいただいたわけです。委員の皆様から今のご説明についてご意見、ご感想等あればお願いいたします。その他素案の中で議論しておかなければならない点について、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局（細川）	<p>確認にはなりますが、先ほど市民後見人の担い手の育成というところにつきまして</p>



	<p>は、素案の中の12ページになりますが、今後の具体的な流れについて示させていただいております。中核機関と地域連携ネットワークとが連携しまして、平成32年度に市民後見人の養成講座を開催するというを考えております。その後、修了者につきましては、社会福祉協議会において実務経験を重ね、市民後見人として活動していただくということを計画に載せておきたいと思っております。</p>
西谷会長	<p>それでは委員の皆様よりご意見をお願いいたします。</p>
仁井委員	<p>普段の業務からすると勝手に違うのですが、成年後見制度の実情を教えていただきたい。人数など教えていただければ。</p>
時岡委員	<p>丸亀市は民生委員や退職した人が担い手になっておられる。今後は、退職年齢が高くなりますので、人材を探すのが大変になると思われます。市民後見人になる方の前提としては守秘義務ということを理解されている人がいいと思われます。そうすると退職した市職員や施設職員等になってくるのではないかと思います。さぬき市では現役を退いた社長さんなども行っていると聞いています。</p> <p>実際の人数としては、さぬき市で13人、丸亀市13人くらいであると思います。市民後見人と言っても、一人で行ってくださいというわけではなく成年後見監督人がつくケースがほとんどです。成年後見監督人は社協が行っているのが香川県の行い方だと思います。社協に対して様々な支援を行うというのは、かがわ後見ネットワークの担当者制を使っただけであれば、分からない時に弁護士や司法書士につなぐことができますので、そういった面については香川県は行いやすくなっていると思います。不明な点はどんどん聞いて行っていくという形ですね。</p> <p>また、市民後見人と関係ありませんが、社会福祉法人Aと社会福祉法人Bがあり、Aの社会福祉法人の職員がBの社会福祉法人の利用者の後見人を行うという動きが県外ではあります。それだけ専門職が足りなくなっているというのが現状であると思われます。また、後見人の支援については、親族後見人に対する支援が重要であると思われます。専門職が行う場合は、司法書士であればリーガルサポートの組織で聞くことができる。社会福祉士はばあとなあの組織で聞くことができる。様々な行い方が法人後見には入ってきている。本当に専門職等が足りなくなれば、そういったことも行っていくことも必要かもしれません。しかし、親族後見人については誰が、どこで親族後見人を行っているのかという情報については、市が中核機関をしても難しいと思われます。そのため、中核機関がどのような業務を行っているかを周知し、親族後見の人も相談したいときに家庭裁判所に聞くというハードルが高いところを、中核機関に相談に行くことができることで支援が行いやすくなると思われます。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>オブザーバーの方からご意見を頂ければと思います。</p>
松井首席書記官 オブザーバー	<p>初めて参加させていただきましたが、事務局の細川さんには、家庭裁判所で行っている三士会との打合せなどにも参加していただき、三豊市の取組もご紹介いただき、他の市町の参考として、ご教示いただいたところです。</p> <p>先進的な取組が行われていると思うと同時に、全国の進んでいる市町でも初めはト</p>

	<p>ップランナーがいて、それを真似ていくことで充実してきている市町が多いようです。香川県でいえば三豊市がトップランナーになるのではないかと思います。</p> <p>高松高裁管内の首席書記官事務打合せにおいて、ニュースレターに掲載されていた三豊市の取組の記事を配布いたしました。このような取組もあるという例を示したところです。他県の状況等も伺いましたが、三豊市は香川県のトップランナーというだけでなく、四国のトップランナーと言ってもいい取組をされているのではないかと思います。また、裁判所でも2月に広島高裁で最高裁家庭局や家事事件担当裁判官も参加する後見関係の事務打合せが予定されています。基本計画の趣旨を踏まえた後見人の選任の在り方やその他運営上の諸問題等について協議を行う予定です。</p> <p>3月8日には高松家裁で関係機関との連絡協議会の第2回目がある予定です。1回目には三豊市、高松市、丸亀市、坂出市をお招きし意見交換させていただきました。次回はそれ以外の13市町を集めて意見交換をさせていただく予定です。その時に、他市町にも三豊市の取組を参考に紹介させていただきたいと思っております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>三豊市はトップランナーと言っていただきましたので、このまま走り続けなければなりませんね。同じく観音寺支部の山田様ご意見お願いいたします。</p>
山田書記官 オブザーバー	<p>先日観音寺市から相談を受けまして、市としてどのようにしていけばいいかという相談であり、家庭裁判所から直接指導的なことはできないため、オブザーバーとして協力していくことは可能ですとお話しさせていただきました。県や三豊市にお伺いいただければともお話しいたしました。観音寺市も三豊市にお問合せをさせていただいて進めていかれるような状況もありますので、高松家裁観音寺支部としましては、三豊市が行っていることを、観音寺市もいいところを積極的に取り入れていただければ、現場もスムーズに進んでいくと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他素案について議論しておかなければならないところとしてはいかがですか。</p>
事務局（細川）	<p>素案の中で、先ほどオブザーバーの方からもお話がありましたが、選任の仕方について、市でも申し立てを行う際に受任候補者とのマッチングを行うわけですが、まず類型の判断の材料として利用するのは診断書です。それを参考に後見程度か保佐程度か補助程度かを考えていくわけですが、実際にその方の生活を支えるために必要な代理権や同意権などは、診断書と合わせて生活状況の情報も含めて裁判所に情報を持って行かなければ、マッチングがうまくいかないことが今までにもありました。今後、診断書等についても成年後見制度を利用促進するというところで変更が検討されているところです。本日の資料20ページからになります。改正案のポイント②ですが、診断書の中で「支援を受けて」自分で決定できるかというところが改正案に出ています。地域連携ネットワークやチームの中の協力であったり支援を受ければ本人の生活が成り立つのではないか、財産の管理等についても支援があれば決定できるのではないかと、といったところについても考えていくという流れになっています。</p>

	<p>もう一点大きなところとしては、改正案③ですが、福祉関係者の作成する「本人情報シート」の書式を新たに作成することが、現在考えられています。</p> <p>資料の24ページになりますが、このような資料を福祉関係者が作成しまして、医師の方が診断をする際の補助資料として活用していただくことが想定されています。</p> <p>長谷川式スケールが高くて、実際の生活では非常に困っているといったギャップ等も含めて裁判所に情報提供し、適切なマッチングをしていただくということが今後進められていく予定となっております。素案の中で受任者調整やマッチングといったところがこのあたりに関係してくると思われれます。</p>
西谷会長	<p>診断書や本人情報シートなどは国のほうで示しているという認識でよろしいでしょうか。我々が修正したいというものではなく、平成31年度からこの様式が運用されるというように理解すればよいでしょうか。</p>
事務局（細川）	<p>はい、案として国のほうで示しているものになります。</p>
時岡委員	<p>未確定で最高裁のほうでは、12月中にはきちんとしたものを出す話があります。また、ホームページなどに掲載される予定です。特に本人情報シートについては基本的に高齢者であればケアマネや施設職員、障害者であれば相談支援員や病院であればワーカーがそれを担うようになると思います。また、家族が記入できるのであれば家族が記入するようになると思います。ホームページ掲載時には書き方なども提示があると思います。よろしくお願ひいたします。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他にありませんでしょうか。大塚委員いかがでしょうか。</p>
大塚委員	<p>診断書等については改正案のほうがいいと感じました。成年後見制度が本人にとってメリットになる方向で生かされていると感じました。私も認知症の人を支援しておりますが、診断、治療は行いますが、ご本人の心の中、気持ちを汲み取ってそれを支援に生かしていくことや生活での質が改善することについては、認知症の医療が進んでいない点については、情けないと思いながら治療にあたっています。成年後見制度が、本来の趣旨であるノーマライゼーションや自己決定権の尊重に立ち返り、財産の保全の観点のみではなく、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するとありますが、そういった観点で後見人を含め制度を活用していただきたいと思います。認知症の人の意思をどのように汲み取るのかといった点においては私たちも苦労しながら行っています。市民後見人を養成する時に、質を担保する面で考えると、その理解には難しい点もあるのではないかと思います。その点については、私も専門領域ですので理解できている点についてご協力できればと考えております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>相談支援の立場から山本委員さんいかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>相談支援事業所を運営しておりますので相談支援専門員が障害を持っている人の相談を受けております。その中で後見人制度につなぐ必要があるという方もいらっしゃいます。そういった方に情報を提供できるように相談員がまず勉強していこうと</p>

	<p>思っております。実際に相談員がよさを知っていないと進めることができませんのでその辺りを分かりやすく学びたいと思っております。また、成年後見制度と意思決定支援の話があったかと思いますが、障害を持っている人も意思がはっきりしない人もいらっしゃると思いますが、必ず皆さん自分の希望は持っているからそれをどの様に引き出すのかということについては、意思決定についてのガイドラインがでたり、日頃の生活支援の中でも工夫をしております。そういったことを積み重ねて、ご本人の人生に関わることにもなりますので大事にしながら進めていくことも成年後見人制度でも大切なことであると思っております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。意思決定支援、自己決定、自己選択をどう支援していくかととても難しい部分があるかと思いますが、ぜひそういったご意見を頂きながら一緒に考えてきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>その他いかがでしょうか。筒井委員いかがでしょうか</p>
筒井委員	<p>事業所として参加させていただいていますが、小さいチームの中にはケアマネなど様々な職員が参加しておりますが、施設全体としては、今後どのような役割を担っていけばいいかと思っておりますが、参考になるようなご意見があればお願いできればと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。そうしましたら事務局に一旦お返ししたいと思います。</p>
事務局（細川）	<p>特に高齢者施設、障害者施設に置きます場合は、成年後見制度を利用したほうがいいのかケースが成年後見制度に繋がっていないことがあり、本来は成年後見制度につなげて本人の利益をきちんと守っていくことをすべき方がいるはずですが、まだまだ制度が利用されていないと思います。まず、制度を知っていただくことが大切であると思っております。また、制度をうまく活用し、それぞれの利用者さんの自己決定も含めて、自分の権利を行使できるような形になっていけばいいと思っております。その点で利用者の方の身近におられる施設の方にはご協力いただければと思っております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。その他にご意見はありませんでしょうか。</p> <p>（傍聴席より挙手がある）傍聴席の方どうぞ。</p>
傍聴者	<p>3点ほど伝えたいことがあります。1点目ですが、成年後見人制度を周知する場所をどうするかという意見もあったと思います。福祉課、介護保険課で相談に来た方の中で、成年後見人制度について周知する必要がある方に周知する方法を取ることがいいと思います。広くアピールするよりも必要としている人にアピールするほうがいいと思います。2点目は中核機関の広域をどこまでを広域とみるかについてですが、成年後見人を必要とされる方の子どもさんが大阪、東京などの遠方の場合。子どもさんとも連携を取らなければならない。例えば親が認知症で子どもさんが大阪にいる場合で子どもさんが親の面倒は見れないので、市のほうで任せるといった場合でも、三豊市だけでなく、子どもさんにも連携を取らないといけないと思います。その場合、大阪の市の担当者を挟んでの連携になったりするのではないかと思います。県をまたいでの広域の連携も必要ではないかと思います。もう一点、人材についてですが、社協、民生委員等は適任であると思っておりますが、皆さん仕事をたくさん抱えておら</p>

	<p>れるので、成年後見人制度もどこまで面倒が見られるのかという話になると思う。その場合、社協の中で後見人制度の部門を作っていただき、その中に後見の担当者を配置するとか、仕事を退職されたかたで時間の余裕がある方、例えば、大企業に勤めて現在農業をしている人もいるので、そういった人に市民後見人の勉強をしていただけないかとアプローチをしてはどうかと思います。社協の場所については、交通アクセスの点でも高瀬町が駅も近いですし、コミュニティバスのアクセスもいいですので交通の手段でもいいと思います。支援が必要な方は車で来られない場合もあるため公共の機関を利用し来られると思いますので、社協の場所については市のほうでも考えていただけたらと思います。市民の中で必要とする人が相談に来やすい環境を作っていただければと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。4点あったかと思いますが。一つ目は成年後見制度の広報ということで市の担当窓口に来られた必要とされる方にPRしたらどうかという点。2つ目は中核機関の広域についての捉え方について、只今のご発言の中ではご親族が遠方におられる場合でのご意見を頂戴したと思います。それから、人材については社協の方や民生委員の方がいるのではないかというご意見を頂きました。また、退職された方の中で社会貢献をしたいと考えておられる方々を人材として、教育を受けていただくことはいかがかということ。それから、社会福祉協議会をはじめとする資源の利便性についてのご提案を頂いたと思います。この点について市のほうからのご意見いかがですか。</p>
事務局（細川）	<p>ご意見ありがとうございます。今頂いたご意見については、まさに中核機関が担う機能に入っているものだと思います。きちんと広報することと、相談に来られた方をきちんととらえて制度につなげる相談機能。また、どのように後見人を支援していくかという後見人支援機能。そして、利用促進のための担い手の育成。これから、基本計画をもとに取り組んで、具体的な問題については、審議会でチェックしていただきたいと思っております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。  その他ご意見ありませんでしょうか。  事務局の滝口部長からご意見いかがでしょうか。</p>
滝口部長	<p>チームなどへつながれば専門職がいるので何とかなるのだと思いますが、そのチームへも繋がらない方やどこに相談したらいいかわからない方も多くいらっしゃると思います。アンケートの結果にもありましたように、成年後見制度という言葉も知らない、どのようなことをしているのかも知らない人がたくさんおられると思います。実際に困っていなければそういったことを知ろうとも思わないですし、自分も困らないわけですが、親が高齢になるなどで初めて困ることになるのだと思います。そういった方々をどのようにして発見し、チームにつなぐかということやどのように周知をしていくのか。提案にもありましたが、相談に来られるときや施設を利用されている方、病院を受診された時などに、窓口につないでいただくということが大切ではないかと思っています。今回ご審議いただきまして、皆様には計画策定だけでなく、</p>

	今後も三豊市の取り組みについて見守っていただきご指導いただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。
西谷会長	ありがとうございます。そうしましたら（１）の議論を終了させていただき、（２）の次回開催日について、事務局よりよろしくお願ひいたします。

（２）今後のスケジュール、次回開催について

事務局（細川）	前回周知させた頂いた、今後のスケジュールの3月の所についてですが、前回は4月に基本計画の策定という予定にさせていただいておりましたが、策定を3月にさせていただき、4月1日に実施という流れに変更させていただけたらと思ひます。 平成31年1月にパブリックコメントを実施させていただきまして、募集終了後2月28日（木）17時から第3回目の審議会を予定させていただければと思ひます。
各委員	異議なし。（決定）

（３）その他

西谷会長	その他事務局よりお願ひいたします。
事務局（細川）	基本計画素案については、次回の第3回目の審議会にて審議は終了になります。パブリックコメントが終わったのちに、各委員の皆様へ修正したものをお送りいたします。その最終の案を見ていただき、次回第3回審議会までの間に、ご意見がありましたら、事務局担当までご連絡を頂ければと思ひます。その後意見を踏まえて、第3回審議会にて最終の基本計画を提示できればと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。
西谷会長	ありがとうございます。以上で協議事項は終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

事務局（嶋田）	ありがとうございます。 それでは、閉会にあたりまして、健康福祉部長 滝口よりご挨拶申し上げます。
滝口部長	それでは、閉会にあたりまして一言お礼を申し上げます。 本日は、お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。 皆様から様々なご意見を頂きまして、ご意見を参考に事務局でもう一度基本計画の見直しをさせていただきます。パブリックコメントは1月にホームページ等で公表させていただきますので、その中でご意見等ございましたら、教えていただければと思っております。この成年後見制度については、困っている人はたくさんいらっしゃると思ひますので、困っている方の手助けになればと考え取り組んでいきたいと思ひます。皆様よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございます。
事務局（嶋田）	以上をもちまして、第2回三豊市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。 長時間ご審議ありがとうございました。交通には気をつけてご帰宅ください。

